

保護者の皆様へ

しょうがく

きゅうふきん

奨学のための給付金（通常給付）のご案内

【奨学のための給付金とは】

- ✚ 授業料以外の教育費*を補助する制度です。（返還不要）
- ✚ 保護者等全員の収入が、非課税相当等の世帯への支援制度です

* 授業料以外とは、教科書代や学用品代等にかかる教育費です。

1 主な支給対象となる世帯

令和6年7月1日時点で、次のいずれかに該当する場合です。

（詳細は「申請のしおり」をご確認ください。）

- 令和6年度の保護者等全員の住民税所得割が**非課税**（0円）
- **生活保護（生業扶助）**を受給
- **家計が急変***し、保護者等全員の年収見込額が**非課税相当**
* 急変事由の例：失職、所得の激減、傷病による休職、災害、死別、離別等

2 給付金額・時期

下表の金額が、令和6年10月下旬以降、順次給付されます。

※ 給付を受けるためには毎年の申請が必要です。

課程	世帯状況	給付額（年額）	
全日制 定時制	生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300円	
	非課税世帯・家計急変世帯	第1子	122,100円
		第2子以降	143,700円
通信制	生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300円	
	非課税世帯・家計急変世帯	50,500円	
専攻科	非課税世帯・家計急変世帯	50,500円	

※ 令和6年度新入生で、早期給付が既に給付された方は、**表の給付額（年額）から早期給付額（年額の1/4の額（4～6月分）を差し引いた額（7～翌年3月分）**みが支給されます。

※ 家計急変世帯の場合、**急変した時期によって給付金額は異なります。**

3 申請の方法

申請を希望する場合は、学校の事務室から申請書類をお取り寄せください。
必要書類を添えて、学校を通して申請書類を提出してください。



埼玉県マスコット「コバトン」

提出期限：9月3日(火)

提出先：学校の事務室

4 よくあるご質問

Q1 「しゅうがくしえんきん就学支援金」や「さいたまけんこうとうがっこうとうしょうがくきん埼玉県高等学校等奨学金」とは別の制度ですか。一緒に利用できますか。

A1 異なる制度です。希望する場合はそれぞれ申請が必要です。
一緒に利用することができます。

「就学支援金」・・・国が生徒に代わり授業料を負担する制度です。(返還不要)

「埼玉県高等学校等奨学金」・・・無利子で奨学金を貸与する制度です。(返還必要)

Q2 埼玉県内の高校に在学しているが、保護者は埼玉県外に住んでいる場合はどうしたらよいですか。

A2 奨学のための給付金は、保護者が居住している都道府県に申請する必要があります。
自治体によって制度や申請期限が異なりますので、お住まいの都道府県にお問合せください。

Q3 市町村民税所得割及び道府県民税所得割とは何ですか。非課税が分かりません。

A3 個人住民税の一部です。以下の書類で確認できます。

・令和6年度(非)課税証明書 (お住まいの市町村役場で発行可能です。)

・令和6年度特別徴収税額決定・変更通知書 (お勤め先から配布されます。)

・令和6年度納税通知書 (市町村から送付されます。)

ご不明な場合は、お住まいの市町村役場の税務課までご相談ください。

	市町村民税 所得割額	道府県民税 所得割額	計
保護者①			
保護者②			
計			

合計が0円なら対象



埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金

検索



埼玉県教育局財務課 授業料・奨学金担当

(048-822-5670)